

○在日合衆国軍隊の用に供するために取得した国有財産等の取扱いについて

〔平成13年3月30日〕
〔財理第1321号〕

改正 平成19年 8月31日財理第3506号
同 21年12月22日同 第5538号

財務省理財局長から 各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、防衛施設庁次長あて別添のとおり通知したから了知の上、処理されたい。

別添

在日合衆国軍隊の用に供するために取得した国有財産等の取扱いについて

〔平成13年3月30日〕
〔財理第1321号〕

財務省理財局長から 防衛施設庁次長宛

標記のことについては、平成13年4月1日から下記により処理することとしたので通知する。

記

第1 在日合衆国軍隊の用に供するために取得した国有財産の取扱い

在日合衆国軍隊の用に供するために取得した国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）第2条に規定する国有財産は、防衛省所管の普通財産とし、地方防衛局長若しくは地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）が、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- 1 地方防衛局長等は、普通財産の台帳（以下「台帳」という。）を備えつけるものとし、その所属に属することとなった普通財産を記録するものとする。
- 2 地方防衛局長等は、1により台帳に記録した財産については、3に掲げるものを除き、法第8条第1項本文の規定に基づき、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号。以下「令」という。）第3条の規定に従い、当該財産の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に引き継ぐものとする。

- 3 国以外の者が所有する土地（以下「民有地」という。）に、又は民有地と国有地にわたって施設された建物及び工作物（以下「建物等」という。）は、法第8条第1項ただし書の規定に基づき、令第5条第1項第3号に規定する「引き継ぐことを適当としない財産」（以下「引継不適当財産」という。）とし、財務局長に引き継ぐことを要しないものとする。ただし、独立の用に供する建物が、令第16条に掲げる堅固な建物である場合における当該建物及びその効用を維持するに必要と認められる附属建物及び附属工作物については、この限りでない。
- 4 前項の引継不適当財産の処分は地方防衛局長等が行うものとする。ただし、地方防衛局長等は、引継不適当財産が次に掲げる場合に該当するに至ったときは、引き継ぐことを適当としない事由が消滅したものとして、その都度遅滞なく当該財産を財務局長に引き継ぐものとする。
 - (1) 当該財産が在日合衆国軍隊から返還される日（以下「返還日」という。）までに当該財産の施設された土地が買収等により国有財産となったとき。
 - (2) 財務局長が、当該財産を国において使用する必要があると認めて返還日までに、地方防衛局長等に通知したとき。
 - (3) 第三者が当該財産の施設された土地の利用について当該土地の所有者の同意を得又は当該土地の所有者が直接使用する目的を有する場合において、財務局長が、当該第三者又は土地の所有者に対し、当該財産の貸付け、交換、売払い又は譲与することを相当と認めて、返還日（やむを得ない場合にあっては、返還日後30日以内の日）までに、地方防衛局長等に通知したとき。
 - (4) 当該財産が民有地と国有地にわたって施設されたものである場合において、当該財産の処分に着手するときまでに地方防衛局長等が国有地に施設された部分について当該国有地に施設された部分のみで独立の用に供しうると認めたとき。

第2 在日合衆国軍隊が所有する財産で国庫に帰属することとなったために普通財産として整理する必要があるものの取扱い

在日合衆国軍隊の所有する財産で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第4条第2項の規定により国庫に帰属することとなったために普通財産として整理する必要があるものについては、防衛省の所管とし、第1の方法に準じて処理するものとする。

第3 在日合衆国軍隊の用に供するために国有財産に営繕を加えた場合の取扱い

1 工事を施行するものの取扱い

- (1) 国有財産に増築又は増設を加えた場合においては、地方防衛局長等は、第1の例により備考欄に「〇〇〇省所管〇〇〇会計所属〇〇〇財産の増築（例示）」と

付記し、「新築（例示）」として台帳に記録した後、遅滞なく財務局長に引き継ぐものとし、当該財務局長は、所要の時期に所管換その他の手続をとるものとする。

ただし、当該財産が防衛省所管の普通財産であるときは、財務局長に引き継ぐことなく、当該地方防衛局長等において整理するものとする。

(2) 国有財産の改築、移築、移設、改設又は改造（以下「改築等」という。）をした場合においては、地方防衛局長等は、(1)に準じ、財務局長は、次により取り扱うものとする。

(イ) 当該財産が財務省所管一般会計所属普通財産であるときは、財務局長は、「取こわし（財理第1321号通達により整理）」による減としてその台帳を整理するとともに、地方防衛局長等から引継ぎを受けた財産をその台帳に記録するものとする。

(ロ) 当該財産が、(イ)に掲げるもの以外の一般会計所属の財産であるときは、地方防衛局長等は、「取こわし（財理第1321号通達により整理）」による減としてその台帳を整理するとともに、財務局長は、地方防衛局長等から引継ぎを受けた財産を「防衛省（〇〇〇防衛局又は防衛支局（例示）より引受）」として台帳に記録し、所要の時期に所管換その他の手続をとるものとする。

(3) 国有財産に修繕又は模様替えを加えた場合においては、次により取り扱うものとする。

(イ) 当該財産が、財務省所管一般会計所属の普通財産であるときは、当該工事を担当した地方防衛局長等は、財務局長に対し当該工事の内容を通知し、これに基づき、財務局長は、修繕、模様替えの台帳整理をするものとする。

(ロ) 当該財産が、(イ)に掲げる以外の一般会計所属の財産であるときは、地方防衛局長等は、修繕、模様替えの台帳整理をするものとする。

2 在日合衆国軍隊がその資金により工事を施行したものの取扱い

在日合衆国軍隊が、その資金により1に掲げるものと同様の工事を施行したものについては、当該財産が在日合衆国軍隊から返還されたときに、地方防衛局長等が取得し又は工事を担当したものとして、1に準じて処理するものとする。